



国見町生活排水処理基本計画

令和6年12月

福島県国見町

目 次

	内容	頁数
第1章	基本方針	
1	計画の背景	2
2	生活排水処理にかかる理念、目標	3
3	生活排水処理基本計画の位置付け	〃
4	生活排水処理施設整備の基本方針	〃
5	目標年次	〃
第2章	生活排水の排出状況	
1	生活排水処理の状況	4
2	生活排水の処理主体	5
3	生活排水処理フローチャート	6
第3章	生活排水処理基本計画	
1	生活排水の処理計画	7、8
2	し尿・汚泥の処理計画	9
参考資料		10

第1章 基本方針

1. 計画の背景

国見町は、福島県の中央最北部に位置し、北は宮城県白石市と境界を成し、東は阿武隈川を挟んで伊達市、南は桑折町と隣接し、信達盆地の肥沃な土地に恵まれた町です。

町域は、東西9.8km、南北7.4km、横長の形をしており、総面積は37.95km²となっている。

気候は、平均気温13.3℃で盆地特有の寒暖の差が比較的大きい気候である。

人口は、令和6年4月1日現在、8,172人、世帯数は3,375世帯となっている。

北西部に奥羽山脈を仰ぎ、南東部には信達平野が広がり、四季折々の幸に恵まれた自然条件に育まれ肥沃な土地を利用し、古くから水稻、養蚕そして果樹(桃、サクランボ、リンゴ、柿等)を三つの柱とする豊かな農業地帯として栄えてきた。

土地利用については、田畑が34.0%、山林・原野が31.8%を占め、宅地は6.9%、その他が27.3%で、旧藤田町内を中心に5地区に分散されて立地している。

町は、令和3年度に『第6次国見町総合計画』を策定し、めざす町の将来像を「命を大切に 誰もが幸せに暮らすまち くにみ(kumimi Mirai 2030)」と定め、6つの政策を設定し、その実現に向けてまちづくりを進めている。

生活排水対策については、平成8年度から供用開始した下水道の普及促進や、下水道事業計画外区域を対象に、水質保全を目的とした、助成制度を設けて生活雑排水とし尿の同時処理が可能な合併処理浄化槽の普及推進を実施しているが、現在でも市街化区域を除く大部分の地域においては、単独処理浄化槽や汲み取り便槽のため、生活雑排水は未処理のまま排水路に排出されている状況であり、河川の水質汚濁に影響を及ぼしている。

このため本町は、水質汚濁の改善はもとより、社会情勢等の変化に伴う町民のニーズにこたえた新しい水環境の創造を目指し、総合的かつ計画的な生活環境保全を図るため、適正な生活排水処理基本計画を策定する。



阿津賀志山ビックツリー

2. 生活排水処理にかかる理念、目標

河川等の公共用水域において、良好な水環境を確保するためには、下水道や合併浄化槽といった生活排水処理施設の整備が不可欠である。

このため、本町では、福島県の「ふくしまの美しい水環境整備構想」に沿い、計画的かつ効率的な生活排水処理施設の整備を推進するとともに、住民への普及啓発活動を通して、住民の意識向上と汚水発生源の対策を行い、安心して快適な生活環境の実現や水環境のさらなる向上を図ることを目標とする。

3. 生活排水処理基本計画の位置付け

本基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく「一般廃棄物処理計画」のうち、長期的、総合的な視点に立ち計画的な生活排水処理の推進を図るための基本方針を示す「生活排水処理基本計画」としての位置付けを有するもの。

また、本基本計画の上位計画として位置付けられる本町が地方自治法に基づき策定する「第6次国見町総合計画」と整合が図られるものとする。

振興計画における生活排水対策に係る政策及び施策は下記のとおり。

計画	政策	施策
第6次国見町総合計画	2-3 環境に優しいまち (生活環境)	2-3-3 上下水道の整備

4. 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水処理の重要性を普及啓発し、生活排水処理施設の整備に努める。

- ①市街化区域の人口密集地域においては、公共下水道の適切な施設の整備と維持管理を行い、接続率の向上を目指す。
- ②集落の形態をなさず、分散して立地している家屋については、各戸で合併処理浄化槽の整備を行う。
- ③単独処理浄化槽、汲み取り便槽を設置している家庭については、生活雑排水の処理を進めるため、個別の状況を勘案しつつ、合併処理浄化槽への転換の適切な指導を行う。

5. 目標年次

本生活排水処理基本計画における目標年次を令和7年度から10年後の令和16年度とする。なお、中間目標年度を設定せず、諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うものとする。

第2章 生活排水の排出の状況

1. 生活排水の排出の状況

本町における生活排水の排出の状況は、表1のとおり。

令和5年度末において、計画処理区域内人口8,172人のうち、約28.7%の生活排水の適正な処理がなされていない。

- ① 公共下水道については、平成8年度から供用開始しており、平成22年度の「福島県全県域下水道化構想」見直しに伴い計画区域の縮小を行った。
- ② 農業集落排水処理施設については、「福島県全県域下水道化構想」の見直しに伴い整備計画を削除した。
- ② コミュニティ・プラントについての整備予定はない。
- ④ 合併処理浄化槽については、下水道事業計画区域以外の区域を対象とし、設置費の助成を行い、普及の推進を図っている。
- ⑤ 単独処理浄化槽については、し尿のみの処理となり、その処理水に加え、生活雑排水は直接側溝や河川に放流されるため、公共用水域の大きな汚濁負担となっている。なお、単独処理浄化槽については、平成12年度の浄化槽法改正により、みなし浄化槽とされ、新規設置はできないが、改正以前に設置された単独処理浄化槽が数多く存在し、依然として使用されている。
- ⑥ 汲み取り便槽については、町内に約310件存在しており、水洗化への理解と啓発に取り組む。

表1 生活排水の排出状況(単位:人)

処 理 別 人 口	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
1. 計画処理区域人口	8,932	8,743	8,530	8,303	8,172
2. 水洗化生活雑排水処理人口	6,280	6,189	6,010	5,872	5,829
(1) コミュニティ・プラント	—	—	—	—	—
(2) 合併処理浄化槽	1,838	1,856	1,826	1,789	1,769
(3) 下水道	4,442	4,333	4,184	4,083	4,060
(4) 農業集落排水施設	—	—	—	—	—
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口(単独処理浄化槽)	2,210	2,151	2,151	2,090	2,032
4. 非水洗化人口	442	403	369	341	311
5. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

2. 生活排水の処理主体

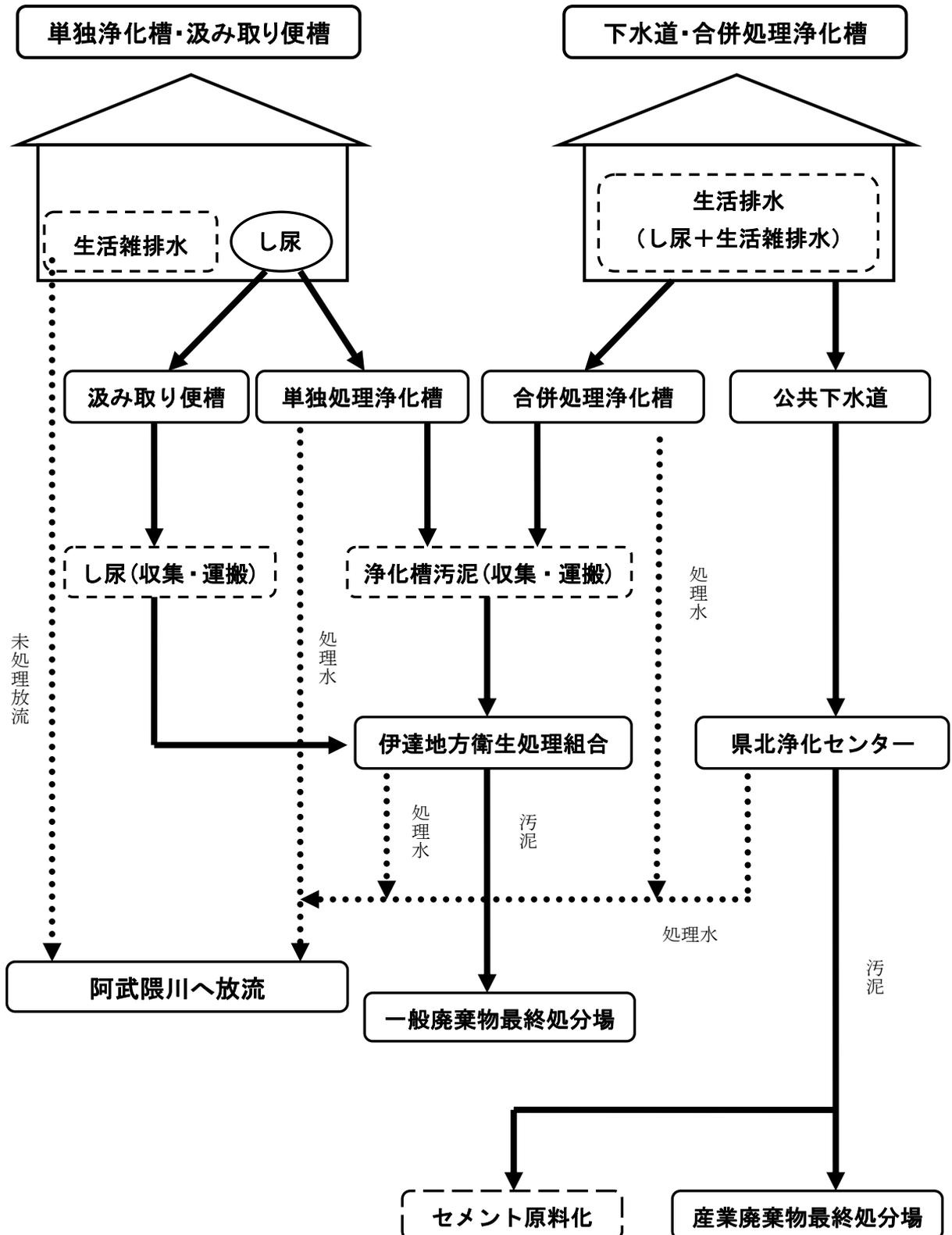
本町における生活排水の処理主体は、次表のとおり。

表2 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
(1) 下水道	し尿及び生活雑排水	国見町
(2) 合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
(3) 単独処理浄化槽	し尿	個人等
(4) し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	一部事務組合

3. 生活排水処理フローチャート

本町における生活排水の処理体系は、以下のとおり。



第3章 生活排水処理基本計画

1. 生活排水の処理計画

(1) 処理目標

「第1章 基本方針」に掲げた理念、目標を達するため、おおむね全ての生活排水を施設で処理することを目標とし、町内の各地区の実情に適した処理方式を採用するものとする。

(2) 生活排水を処理する区域及び人口等

下水道、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設を検討していく地域については、地区の特性、周辺環境、水利用等により検討、処理方法は地区の生活形態などによりそれぞれ区域を定め、処理方法を定めた。

生活排水を処理する区域及び人口等について、現在の状況及び目標年度における状況を図1、表3、表4、表5、表6で示す。

図1 生活排水処理施設整備区域図

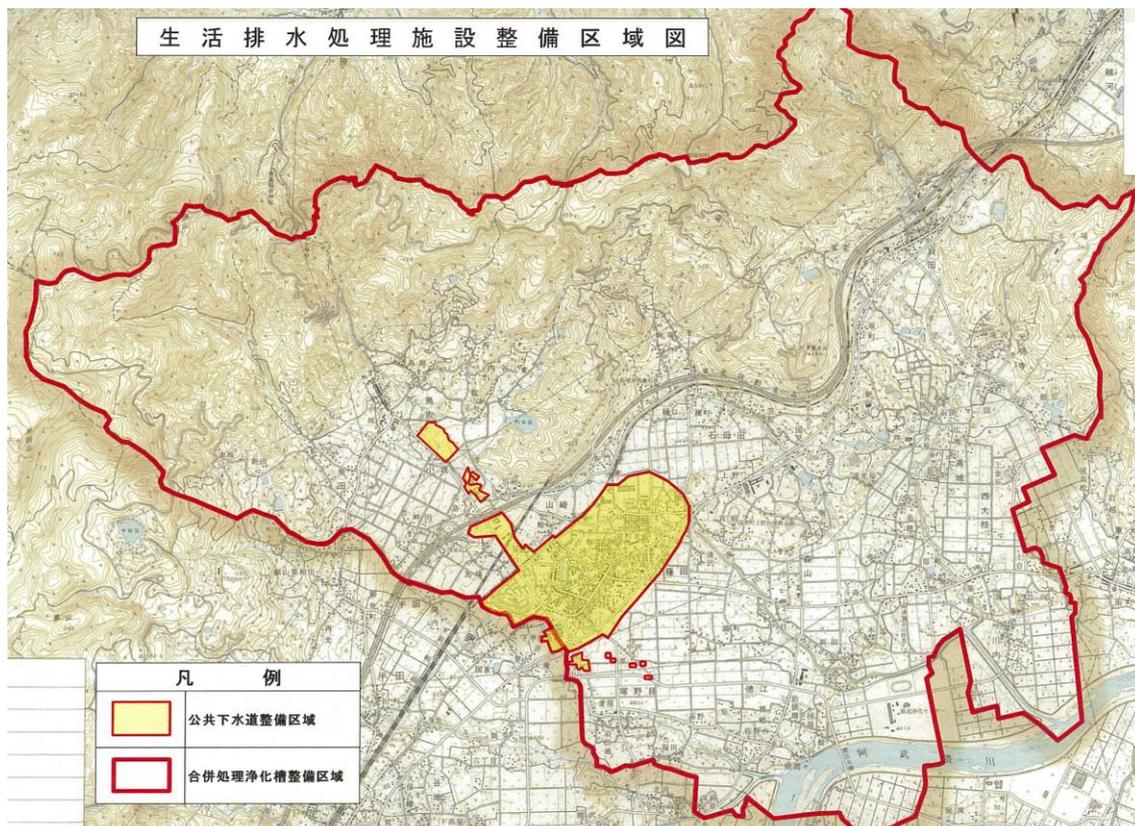


表3 生活排水の処理の目標

	計画策定時 (令和5年3月末)	目標年度 (令和16年度末)
生活排水処理率	71.3 %	76.2 %

表4 人口の内訳

人口内訳	計画策定時 (令和6年11月末)	目標年度 (令和16年度末)
1. 行政区域内人口	8,172 人	6,600 人
2. 計画処理区域内人口	8,172 人	6,600 人
3. 水洗化・生活雑排水処理人口	5,829 人	4,972 人

表5 処理別人口による目標

処理別人口	計画策定時 (令和5年3月末)	目標年度 (令和16年度末)
1. 計画処理区域人口	8,172 人	6,600 人
2. 水洗化生活雑排水処理人口	5,829 人	4,972 人
(1) コミュニティ・プラント	— 人	— 人
(2) 合併処理浄化槽	1,769 人	1,714 人
(3) 下水道	4,060 人	3,258 人
(4) 農業集落排水施設	— 人	— 人
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口(単独処理浄化槽)	2,032 人	1,475 人
4. 非水洗化人口	311 人	153 人
5. 計画処理区域外人口	— 人	— 人

表6 処理施設の整備計画

施設の種類	計画処理区域	計画処理人口	整備予定年度	事業費見込
合併処理浄化槽	下水道事業 計画区域外	1,714人※1	令和7年度 ～令和16年度	81,680千円※4
下水道	事業計画区域	4,700人※2	昭和63年度 ～令和9年度※3	3,230百万円※5

※1 過去7年間の実績をもとに平均の増減率を算出した数値。

※2 「下水道全体計画」の令和9年度までの計画処理人口(桑折町分除く) ⇒ 今後見直し予定。

※3 「下水道全体計画」の目標年次 ⇒ 今後見直し予定。

※4 令和7年度から令和16年度まで10ヵ年の事業費見込額 ⇒ 助成額に変更がない場合

※5 下水道全体計画概算事業費の累計(昭和63年度からの累計)

2. し尿・汚泥の処理計画

(1) 現況

し尿と浄化槽汚泥の収集・運搬については、一部事務組合が許可した業者が実施しており、本町のし尿と浄化槽汚泥は、全量を伊達地方衛生処理組合のし尿処理施設(衛生センター)で処理している。

(2) し尿・汚泥の排出状況

し尿・汚泥の排出状況については、表8のとおり。

表8 し尿・汚泥の排出状況

	実績 (令和5年3月末)	目標 (令和16年度末)
し尿(汲み取り便槽)	370 kl/年	236 kl/年
浄化槽(単独・合併)汚泥	1,578 kl/年	1,120 kl/年
合計	1,948 kl/年	1,356 kl/年

※目標年度の数値は、伊達地方衛生処理組合 提供「国見町し尿搬入量(実績)」の過去8年間分の推移から予測される数値とした。

(3) し尿・汚泥の処理計画

し尿・汚泥の収集、運搬、最終処分については、当面現在の形態で実施するものとする。

施設整備処理計画については、一元化を図り、他所管との競合や二重の公的資金の投入を避け、行政の効率化をめざす。

(4) その他

生活排水対策の必要性や浄化槽管理等の重要性等について、町民のさらなる関心と理解を深めてもらうため、広報啓発活動を積極的に実施する。

浄化槽は、処理水の水質向上に維持管理がかかせないことから、保守点検、清掃及び法定検査の受検について徹底を図る。

【参考1】生活排水処理基本計画(平成26年度策定)の実績

平成26年度策定の「生活排水処理基本計画」については、下表のとおり。

目標とした数値に達していない理由としては、下水道整備事業は計画区域内の整備が完了していることで、ほとんどの世帯が接続済みであることに加え、合併浄化槽への切り替えも進み、汲取りや単独浄化槽を利用している世帯が固定化してきていることがあげられる。個人設置型に対する助成は個人の申請によるところが大きく、申請件数が想定より少なかったため、事業費減となっている。

また、処理人口については近年の人口減少に伴って減少している。あわせて、令和2年、3年に発生した福島県沖地震による公費解体となった件数も多く、浄化槽自体の撤去も行われたことで減少傾向となっている。

	目 標 (令和6年度末)	実 績 (令和6年度見込)
生活排水処理率(下水道+浄化槽)	78.7%	71.7%
合併処理浄化槽による処理人口	2,545人	1,764人
合併処理浄化槽設置整備事業費(10年)	80,000千円	53,642千円 (126基)